



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】 (平成29年4月1日以降始期のご契約に適用)(平成29年4月1日改定)

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(単位:円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										56,220	52,350	48,400	8,940
	自家用										16,220	15,370	14,510	5,850
営業用乗用自動車 ※別表区分参照	A										138,950	128,840	118,520	15,310
	B										110,210	102,260	94,160	13,100
	C										83,640	77,700	71,640	11,050
	D										48,780	45,480	42,100	8,360
自家用乗用自動車				36,780	35,950	35,110	26,680	25,830	24,970	16,380	15,520	14,640	5,870	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						76,180	73,410	70,580	42,360	39,540	36,660	7,870
		最大積載量が2トン以下のもの						52,210	50,370	48,500	29,780	27,900	26,000	6,900
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						53,890	51,990	50,050	30,660	28,720	26,750	6,970
		最大積載量が2トン以下のもの						44,100	42,580	41,030	25,520	23,970	22,390	6,570
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							44,760	43,220	41,640	25,870	24,290	22,680	6,600
	自家用							30,460	29,470	28,460	18,360	17,350	16,320	6,020
小型二輪自動車				14,950	14,690	14,430	11,780	11,520	11,250	8,560	8,290	8,010	5,260	
軽自動車	検査対象車			35,610	34,820	34,000	25,880	25,070	24,240	15,960	15,130	14,280	5,840	
	検査対象外車	22,510	19,140		15,720				12,220		8,650			
原動機付自転車		16,990	14,690		12,340				9,950		7,500			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							10,920	10,690	10,450	8,100	7,870	7,630	5,230	
緊急自動車				10,450	10,310	10,160	8,720	8,570	8,420	6,950	6,800	6,650	5,140	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		40,270	33,490	27,150	26,580	25,990	20,110	19,520	18,920	12,930	12,330	11,720	5,600
	(ロ) 小型二輪自動車		18,160	15,630	13,260	13,050	12,830	10,640	10,420	10,190	7,950	7,730	7,500	5,220
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	18,160	15,630	13,260	13,050	12,830	10,640	10,420	10,190	7,950	7,730	7,500	5,220
		検査対象外車	18,050	15,540	13,200	12,990	12,770	10,600	10,380	10,160	7,940	7,720	7,500	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車							9,550	9,370	9,190	7,380	7,200	7,020	5,170
	(ロ) 教習用自動車							9,550	9,370	9,190	7,380	7,200	7,020	5,170
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)						31,230	30,210	29,170	18,760	17,720	16,660	6,050
		b 小型二輪自動車			20,540	20,140	19,730	15,600	15,190	14,770	10,560	10,140	9,710	5,420
		c 軽自動車	検査対象車						15,600	15,190	14,770	10,560	10,140	9,710
	検査対象外車		29,680	24,940		20,100			15,170			10,140		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車							5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車		5,130	5,110		5,090			5,060			5,040			

※別表	A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く。)
	B	北海道(札幌市を除く。)、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。)、神奈川県(横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県(名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシー及びハイヤーを除く。)、大阪府(大阪市のタクシー及び大阪府域のハイヤーを除く。)、兵庫県(神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。)、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県(北九州市及び福岡市を除く。)、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く。)
	C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
	D	個人タクシー

(注) 大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、豊屋川市、和泉市、箕面市、柏原市(大和川以北の区域に限る。)、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市(瀬戸川以東の区域に限る。)、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。